学位論文受理条件(申合せ)

平成 21 年 11 月 11 日制定

論文博士 [2009年11月より適用]

原則として、出版されている研究書あるいは出版が内約されている研究書であること。出版が予定されていない場合には、2本以上の査読誌掲載論文を含んでいること。その場合、学位取得後1年以内に電子媒体サービス等を利用して刊行すること。

課程博士 [2010年4月入学者より適用]

- (1) 学位論文の内容を, 査読誌ないしはそれに準ずる研究誌に刊行していること(採択済みも含む)。 なお, 主指導教員が所属している教育研究分野でしかるべき規定を設けている場合には, この規定に加えて, 当該教育研究分野の規定を尊重する。
- (2) 特段の理由がない限り、電子媒体サービス等を利用して、学位論文を学位取得後1年以内に刊行すること。

附則

この申合せは、 平成 21 年 11 月 11 日から施行する。